

工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)の取扱い

兵庫県農林水産部では兵庫県土木部の工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)を下表のとおり読み替える。

工事完成図書の電子納品 に関する運用指針(案)第5版(兵庫県土木部)	兵庫県農林水産部の電子納品に係る読み替え	備考
1. 工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)の取り扱い		
国土交通省	国土交通省及び農林水産省	P1
本県では、「兵庫県建設CALS/EC整備計画」に基づき、建設CALS/ECに関する各種施策を推進しているところであるが、このうち電子納品については、平成14年度から試行を開始し、その後対象案件を拡大し平成17年度から本格実施を行っている。	本県農林水産部農地整備課では、電子納品保管管理システムを平成22年度から先行して運用している。令和7年度から土木部の電子納品システムを共同利用という形で農林水産部で公共事業を実施する林務課、治山課、水産漁港課、農地整備課にて運用する。	P1
本県での電子納品の実施にあたっては、国土交通省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。	本県農林水産部での電子納品の実施にあたっては、林務課、治山課、水産漁港課が所管する工事においては本県土木部に準拠し、国土交通省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。 農地整備課が所管する工事においては、農林水産省が策定、公表している「工事完成図書の電子納品等要領(案)」をはじめとする要領、基準及び本指針に準拠して実施することを基本とする。 ただし、上記の農林水産部各課においても本県土木部が独自運用している「DAITYO」フォルダを作成しない運用とする。	P1
2. 電子納品の定義		
2.1 電子納品の定義		

＜林務課、治山課所管工事＞						P2
業務種別	共通仕様書	発行者	業務種別	共通仕様書	発行者	
土木工事	土木工事共通仕様書	兵庫県	森林土木工事	森林整備保全事業工事標準仕様書	林野庁	
				森林土木工事共通仕様書	兵庫県農林水産部治山課	
＜水産漁港課所管工事＞						P2
土木部準拠						
＜農地整備課所管工事＞						P2
業務種別	共通仕様書	発行者	業務種別	共通仕様書	発行者	
土木工事	土木工事共通仕様書	兵庫県	土木工事	土木工事共通仕様書	農林水産省	
設備工事 （土木系）	機械工事共通仕様書（案）	国土交通省	設備工事	施設機械工事等共通仕様書		
	機械工事完成図書作成要領（案）					
	電気通信設備工事共通仕様書					
図 2.1 電子成果品の登録手順						
⑦オンライン登録（仮登録）申請			⑦アップロード（仮登録）申請			P3
⑧オンライン登録（仮登録）			⑧完成届提出までにアップロード（仮登録）			
⑨仮登録内容確認			⑨アップロード内容確認			
⑩工事検査、本登録合否確認			⑩工事検査			
⑪電子納品保管管理システムへの本登録			⑪電子納品保管管理システムへ保管			
2.2 電子納品を実施する工事						
設計金額 2 千万円以上の工事及び施設台帳等を作成する工事			設計金額 2 千万円以上の工事			P4
平成 17 年度からの本格実施に伴い電子納品を実施する対象工事を上記のとおり規定した。設計金額が 2 千万円以上の工事の全ての工事を対象とするが、下記の工事については対象外とする。			設計金額が 2 千万円以上の全ての工事を対象とするが、下記の工事については対象外とする。			P4

・鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事 ・緊急施工が必要な災害復旧工事	・鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事 ・緊急施工が必要な災害復旧工事	
ただし、設計金額が2千万円未満や緊急施工が必要な工事であっても、施設台帳等を作成する工事については、施設台帳等の確実な作成・登録の観点から電子納品の対象とする。また、成果品を将来的な維持管理に有効利用できる工事については、電子納品の対象とする。	ただし、設計金額が2千万円未満や緊急施工が必要な工事であっても、成果品を将来的な維持管理に有効利用できる工事については、電子納品の対象とすることができる。	P4
2.3 準拠する仕様・基準		
本県における電子納品の実施にあたっては、<u>基本的に国土交通省が策定する電子納品に関する要領・基準(H31.3)に準拠し</u>、成果品の作成及び納品を行うものとする。	本県農林水産部における電子納品の実施に当たっては、<u>林務課、治山課、水産漁港課が所管する工事は基本的に本県土木部と同様に、国土交通省が策定する電子納品に関する要領・基準(H31.3)に準拠し</u>、成果品の作成及び納品を行うものとする。 <u>農地整備課が所管する工事においては農林水産省が策定する電子納品に関する要領・基準(H31.3)に準拠し、成果品の策定及び納品を行うものとする。</u>	P5
※本指針（案）や国土交通省の策定する電子納品に関する要領・基準に従い、電子納品することで、初めて保管管理システム等での有効活用が可能になる。	※本来、本県土木部が利用していた国土交通省の電子納品要領・基準にのみ対応した電子納品システムを農林水産省の要領・基準にも対応できるように改修して利用している。	P5
そのため、本県においても表 2-2 に示す国土交通省が定めた要領・基準（以下「国要領」という。）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。	そのため、<u>本県農林水産部においては林務課、治山課、水産漁港課所管工事は表 2-2 に示す国土交通省が定めた要領・基準（以下「国交省要領」という。）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。</u> また、<u>農地整備課所管工事においては表 2-3 に示す農林水産省が定めた要領・基準（以下、「農水省要領」とい</u>	P5

	う。)に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定める。	
なお、国要領に改定があった場合は、基本的に国土交通省直轄工事への適用時期にあわせてそれに従うものとする。ただし、本県の「電子納品チェッカー」と「電子納品保管管理システム」の運用上、県が準拠する国要領は平成31年3月版である。 (P8「3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合」を参照)	なお、林務課、治山課、水産漁港課は、国交省要領に改定があった場合は、基本的に本県土木部の適用時期にあわせてそれに従うものとする。ただし、本県の「電子納品チェッカー」と「電子納品保管管理システム」の運用上、本県土木部が準拠する国交省要領は平成31年3月版である。(P9「3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合」を参照) また、農地整備課所管工事においては、農水省要領の改定があった場合、適用時期は別に農地整備課から別に通知するものとする。	P5
<新規>	表 2-3 (農地整備課) を追加	P7
3. 工事完成図書の電子納品対応指針		
3.1 電子納品の対象範囲		
『協議書類』は、事前に受発注者間で協議を行い、電子または紙のみによる提出とする。必要に応じて電子納品を行うものとする。	『協議書類』は、事前に受発注者間で協議を行い、必要に応じて電子納品を行うものとする。	P8
なお、検査時も含めて、電子と紙の二重提出(納品)は行わないこととする。ただし、事前に受発注者間で協議を行った場合はこの限りでない。(この場合でも、紙による提出は最低限とするよう留意すること。)	<削除>	P8
施設台帳データ ※5	<削除>	P8 表 3-1
※5 施設台帳データの対象となる場合のみ	<削除>	P8

3.2 電子納品作成ソフトを使用する場合		
本県における電子納品は、国要領（平成31年3月版）に準拠したフォルダ構成としている。	本県農林水産部における電子納品は林務課、治山課、水産漁港課においては国交省要領（平成31年3月版）、農地整備課においては農水省要領（平成31年3月版）に準拠したフォルダ構成としている。 以下、「国要領」と記載のあった場合は林務課、治山課、水産漁港課においては国交省要領、農地整備課においては農水省要領のことを指す。	P9
準拠する国要領は、国土交通省のホームページ（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）からダウンロードできる。	準拠する国交省要領は、国土交通省のホームページ（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）からダウンロードできる。農水省要領は（https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekou/nouhin_youryou/index.html）からダウンロードできる。	P9
<新規>	表 3-3 を追加	P9
3.3 フォルダ構成		
電子媒体のルート直下に「PHOTO」、「DRAWINGS」、「DRAWINGF」、「DAITYO」、「PLAN」、「MEET」、「BORING」、「OTHS」、「ICON」のフォルダ及び工事管理ファイルを置く。	電子媒体のルート直下に「PHOTO」、「DRAWINGS」、「DRAWINGF」、「PLAN」、「MEET」、「BORING」、「OTHS」、「ICON」（農地整備課所管工事は「NNICT」）のフォルダ及び工事管理ファイルを置く。	P10 「DAITYO」を削除

「DAITYO」フォルダ以外には、各管理ファイルを規定する DTD 及び XSL ファイルも該当フォルダに格納する。ただし、XSL ファイルの格納は任意とする。 なお、「DAITYO」フォルダは、本県独自運用のため、電子納品作成ソフト等では自動作成されない。このため、「施設台帳等作成の手引き」に従い作成した「DAITYO」フォルダを電子媒体のルート直下に格納するものとし、工事管理項目の基本情報には記載しない。	<削除>	P10
i-Construction に係る電子データファイルを格納するため、電子媒体のルート直下に「ICON」を置く。	林務課、治山課、水産漁港課が所管する工事においては、i-Construction に係る電子データファイルを格納するため、電子媒体のルート直下に「ICON」を置く。 農地整備課が所管する工事においては、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納するため、電子媒体のルート直下に「NNICT」フォルダを置く。	P10
なお、2000 万円未満の工事については「DAITYO」フォルダのみ作成すること。	<削除>	P10
<新設>	電子納品保管管理システムの容量と登録システムの処理速度に限りがあるため、「ICON」または「NNICT」のフォルダを置く場合、データの必要性や解像度に関して発注者監督員と協議すること。電子媒体のデータ容量については 1GB 以下を目安とする。	P10
<新設>	・「NNICT」フォルダには、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納する。	P11
・「DAITYO」フォルダには施設台帳の電子データファイルを「施設台帳の手引き」に従い格納する。	<削除>	P11
フォルダ作成上の留意事項		
林務課、治山課、水産漁港課が所管する工事		P13

DAITYO フォルダ	<削除>	
「DAITYO」は本県独自運用。 本件においては DAITYO フォルダを活用 するため、REGISTER フォルダは作成しな い。	<削除>	P13
農地整備課が所管する工事		P14
INDE_C06. DTD	INDE_C05. DTD	
ICON	NNICT	
i-Construction データフォルダ等	情報化施工にかかる電子データファイ ル	
3.4 成果品の提出		
電子成果品はオンライン電子納品システ ムにより電子納品保管管理システムに登録 する。協議書類の成果品については、電子 または紙のみによる提出とする。 なお、検査時も含めて電子と紙の二重提出 （納品）は行わないこととする。ただし、 事前の受発注者間の協議この限りでない。 （この場合でも、紙 による提出は最低限と するよう留意すること。） 工事写真についても、原則電子納品で提出 することとするが、紙媒体での提出の有無 については、事前に受発注者間で協議し、 取り決めておくものとする。	電子成果品はオンライン電子納品シ ステムにより電子納品保管管理システ ムに登録する。また、当面の間は従来ど おり紙資料も提出する。	P15

P28 3.6 書類検査について (3) 電子成果品の確認から移行	(2) 電子成果品の確認	P15
① 書類検査に先立ち、発注者は、電子成果品が国要領及び本指針(案)に沿って作成されているか、「事前協議チェックシート」の中で『電子納品対象とする』とされた成果品が格納されているかを電子納品システムにより確認する。 ② 異常が認められた場合は受注者へ電子成果品を差し戻す。 ③ 受注者はエラー内容を発注者からメール又は紙で受取り、速やかに不備を修正して再度登録するものとする。	① 完成届提出までに受注者は、図 2-1 電子成果品の登録手順中の「⑧アップロード（仮登録）」を済ませ、登録完了報告を行う（登録完了報告はアップロードするとシステムから自動で監督員にメールが送信される）。監督員は、電子成果品が国要領及び本指針(案)に沿って作成されているか、「事前協議チェックシート」の中で『電子納品対象とする』とされた成果品が格納されているかを電子納品システムにより確認する。 ② 異常が認められた場合は受注者へ電子成果品を差し戻す。 ③ 受注者はエラー内容を発注者からメール又は紙で受取り、速やかに不備を修正して再度アップロードするものとする。	
3.5 指示事項		
(6) 施設台帳ファイルの取り扱い	<削除>	P16
(1) 成果品の管理項目		
① 工事管理項目		
1) 工事番号		P17

表 3-3 事務所コード（土木部）

神戸	01	加古川	05	光都	08	新温泉	11
西宮	02	加東	04	龍野	07	但馬空港	19
尼崎港	16	姫路	06	豊岡	10	丹波	12
宝塚	14	姫路港	17	養父	09	洲本	13

表 3-3 事務所コード（農林水産部）

神戸農林振興事務所	51	六甲治山事務所	52	阪神農林振興事務所	53
加古川農林水産振興事務所	54	加東農林振興事務所	55	姫路農林水産振興事務所	56
光都農林振興事務所	57	豊岡農林水産振興事務所	58	朝来農林振興事務所	59
丹波農林振興事務所	60	洲本農林水産振興事務所	61	但馬水産事務所	62
神戸土地改良センター	63	加古川流域土地改良事務所	64	姫路土地改良センター	65
光都土地改良センター	66	豊岡土改良センター	67	朝来土地改良センター	68
篠山土地改良事務所	69	洲本土地改良事務所	70	農林水産部（その他）	80

③ 施設台帳ファイルについて		
施設台帳の電子データファイルを格納する「DAITYO」フォルダには、管理ファイルを作成せず、「施設台帳等作成の手引き」に基づき、オリジナルデータを格納することとする。	<削除>	P21
<u>施設台帳ファイルについては、本県独自の仕様であるため、他の成果品のように、市販の電子納品作成ソフト等で自動作成できない。このため、管理ファイルの作成や工事管理項目の基本情報に記載する必要はなく「施設台帳等作成の手引き」に基づき、ルート直下に直接フォルダを作成し、電子データを格納するものとする。</u>	<削除>	P21
(５) i-Construction に係る電子データの取り扱い		
<追加>	「NNICT」フォルダには、情報化施工に係る電子データファイルを情報化施工技術の活用ガイドラインに従い格納することを基本とする。	P25
(７) 施設台帳データの取り扱い		
施設台帳データの作成は「施設台帳等作成の手引き」により作成することとする。	<削除>	P25
3.6 書類検査について	3.6 工事検査について	P27
電子納品される成果品の書類検査は電子データで行うことを原則とするが、検査が効率よく実施されるよう関係書類の扱いや実施体制について受発注者間で事前に協議するものとする。	電子納品対象の工事検査については、当面の間は紙の資料による検査を基本とする。受注者が電子検査※を希望する場合は、電子データと紙資料の準備について工事検査室と調整を行うこと。また、以下の方針を参考に検査体制を整えること。	P27
<新設>	※電子検査とは、電子的に作成した書類の全て又は一部をパソコン等の電子的な手段を用いた検査のこと。ただし、全ての書類において電子的な手段を用いた検査とすることに限定するものではない。	
(２) 検査機器及びソフトの準備		
②所要の検査機器		
発注者側については、各職員のＯＡパ	発注者側については、登録完了・合否判	P27

ソコンにインストールされている「電納ヘルパー（発注者版）」で対応可能である。	断メールから電子納品システム上で電子成果品を確認する。検査日までに監督員から検査員へ同メールを転送することで、検査員は電子成果品を確認できる。	
（３）電子成果品の確認	P15 3.4 成果品の提出に移行	P28
① 書類検査に先立ち、発注者は、電子成果品が国要領及び本指針(案)に沿って作成されているか、「事前協議チェックシート」の中で『電子納品対象とする』とされた成果品が格納されているかを電子納品システムにより確認する。 ② 異常が認められた場合は受注者へ電子成果品を差し戻す。 ③ 受注者はエラー内容を発注者からメール又は紙で受取り、速やかに不備を修正して再度登録するものとする。		
（３）電子成果品の是正		
<新設>	① 工事検査で指摘を受けて是正等があった場合、監督員は電子成果品を受注者に差し戻す。	P28
<新設>	② 受注者は差し戻された電子成果品を速やかに是正し、再度アップロードする。	
<新設>	③ 監督員は電子成果品の是正が完了したことを速やかに確認する。問題がなければ、電子成果品を保管する。（システム上は合格ボタンを押すことで、電子成果品が保管される。）	
4. 特記仕様書の対応		
<林務課、治山課、水産漁港課>		
第〇〇条 （電子納品）		

本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、国土交通省で策定した「工事完成図書の電子納品等要領」等及び兵庫県が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、国土交通省で策定した「工事完成図書の電子納品等要領」等及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	P29
第〇〇条 (完成図面の作成)		
共通仕様書 1-1-19 に基づく完成図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD 製図基準」及び兵庫県が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」に準拠して作成しなければならない。	共通仕様書 1-1-19 に基づく完成図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD 製図基準」及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」に準拠して作成しなければならない。	P29
<農地整備課>		
第〇〇条 (電子納品)		
本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、国土交通省で策定した「工事完成図書の電子納品等要領」等及び兵庫県が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、農林水産省で策定した「工事完成図書の電子納品等要領(案)」等及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(以下、両者を総称して「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	P30
第〇〇条 (工事写真の提出)		

工事写真は国土交通省が策定した「デジタル写真管理情報基準」及び兵庫県が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」に基づいて提出するものとする。	工事写真は農林水産省が策定した「電子化写真データの作成要領(案)」及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」に基づいて提出するものとする。	P30
第〇〇条 （完成図面の作成）		
共通仕様書 1－1－19 に基づく完成図面の作成にあたっては、国土交通省が策定した「CAD 製図基準」及び兵庫県が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」に準拠して作成しなければならない。	共通仕様書 1－1－27 に基づく工事完成図の作成にあたっては、農林水産省が策定した「電子化図面データの作成要領（案）」及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」に準拠して作成しなければならない。	P30